

## 市第89号議案 障害者スポーツ文化センターの指定管理者の指定

### 1 趣旨

平成31年度に開所を予定している障害者スポーツ文化センター「ラポール上大岡」について、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定します。

### 2 障害者スポーツ文化センターラポール上大岡の概要

名称：障害者スポーツ文化センターラポール上大岡

所在地：横浜市港南区上大岡西一丁目6番地（ゆめおおおかオフィスタワー内）

供用開始日：平成31年度中

主な施設内容：

6階：フィットネスルーム、トレーニングルーム、会議室、事務室、倉庫

7階：体育室、事務室、会議室、男女更衣室

8階：多目的室、創作エリア、倉庫

### 3 指定期間

ラポール上大岡の供用開始の日から平成33年3月31日まで

（供用開始 平成31年中の予定）

### 4 指定管理者の概要

団体名	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
所在地	港北区鳥山町1770番地
代表者氏名	理事長 大八木 雅之
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>横浜市総合リハビリテーションセンター障害者支援施設の運営 （指定期間：平成28年4月から平成33年3月まで）</li><li>障害者スポーツ文化センター横浜ラポール及び聴覚障害者情報提供施設の運営 （指定期間：平成28年4月から平成33年3月まで）</li><li>横浜市西部地域療育センター、横浜市北部地域療育センター及び横浜市戸塚地域療育センターの運営 （指定期間：平成26年4月から平成31年3月まで）</li></ul> 他

### 5 選定について

#### （1）公募・非公募

ラポール上大岡では、多様な障害特性に応じた障害者支援プログラムの開発・実施をするため、極めて高度な専門性を要します。また、全市的な支援の充実のため、新横浜の横浜ラポールとの一体的な運営や、障害者スポーツ・文化事業の専門的なノウハウ・スキルを持つ人材の配置を行うことができるのは、当事業団の他にありません。そのため、指定候補者は非公募により選定しました。

## (2) 選定方法

横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会において、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団から提出された書類等を審査の上、当事業団を指定候補者として選定しました。

## 6 指定管理者選定評価委員会

### (1) 委員構成

	氏名	備考
委員長	鈴木 秀雄	学識経験者（関東学院大学名誉教授）
職務代理人	鶴見 伸子	利用者代表（知的障害部門）
委員	上甲 雅敬	税理士
委員	小川 智紀	利用者代表（文化部門）
委員	永岡 真理	利用者代表（スポーツ部門）
委員	須山 優江	利用者代表（身体障害部門）
委員	倉澤 政江	利用者代表（精神障害部門）
委員	森 和雄	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター長

### (2) 選定経過

年月日	経過
平成30年6月12日	第1回横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会開催（委員長の選任、申請要項・選定基準等の検討）
平成30年6月13日	申請要項等の配付
平成30年7月23日	申請書類の受付
平成30年8月21日	第3回横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会開催（申請書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング、指定候補者の選定、選定結果報告書の検討）
平成30年8月31日	選定委員会から横浜市に選定結果報告書を提出